

一般社団法人日本ヨーガ療法学会会則 改定案

16条

1項 会員は年会費を納める義務を有し、2年以上滞納の者は退会とみなす。

2項 会員は学会活動において取得した他の学会員の住所、氏名、メールアドレスを利用して独自に学会員を勧誘し、学会の許可なく活動したり、学会の方針とは異なる活動等を行ってはならない。

3項 会員が不都合な行為をした場合には理事会の議を経て注意、訓告、又は除名することができる。

17条 各地方に支部を置くことができる。支部長は支部で推薦し、理事会の推薦によって総会で決定し、支部の会務を執行する。

会員は各都道府県にある特定非営利活動法人日本ヨーガ療法士協会の依頼に従いその活動に協力することとする。